



石狩市

No.39 2023年8月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り

おしらせ バス研修のごあんない

■雪印メグミルク工場やいしかり砂丘の風資料館などの施設見学を通じて、消費生活相談員と一緒に身近な暮らしの問題について考えてみませんか？

- 日 に ち …… 8月25日(金)
- 時 間 …… 9:15 ~ 14:15
- 集 合 …… 石狩市役所(花川北6-1)
- 持 ち 物 …… 昼食代422円 ※おつりのないようお願いします。



石狩市学校給食センター(花川北7-1)での研修後、当日の給食を試食します。
※8/25の給食はホッケフライなどができます!!

- 定 員 …… 28人
- 問 合 せ …… 石狩市環境市民部消費生活センター TEL : 72-3191

令和5年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向

〈相談件数〉

4月	34件
5月	31件
6月	34件
7月	22件
計	121件

■「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に

SNS やインターネット上で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている通信販売に関する相談が引き続き多く寄せられています。「初回980円という表示を見て電子タバコを注文したところ、2回目以降が高額な定期購入契約だった」「いつでも解約可能という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、解約するには条件がついていた」といったケースが目立ちます。

必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件等を確認しましょう。

解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話がつかまらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定されます。少しでも不安や疑問を感じたら一人で悩まず相談してください。





令和5年度 消費者被害防止 ネットワーク会議を開催しました！



7月5日(水)、令和5年度石狩市消費者被害防止ネットワーク会議を開催しました。

本ネットワークは消費者安全法に基づき、市民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関および団体が連携して消費者被害の防止に資することを目的として、平成29年9月に設立されました。

設立以来、関係機関と連携を取って取り組むことが可能となり、諸機関相互に情報提供を行い未然防止につなげるなど、被害拡大防止に一役かっています。

会議では、参加者より、所属団体の活動の中で高齢者に高額な商品を巧みに売りつける商法など、気になる事例について報告がありました。消費生活相談員からは、石狩市における消費生活相談の現状と消費者被害の動向について報告しました。

報告後の意見交流では、関係機関の気になる事例について消費生活相談員から、トラブル回避に向けて説明がありました。詐欺についても警察、金融機関等、それぞれの立場から、詐欺対策に関する実情が共有されました。

ようやく出前講座等、市民の皆様向けの啓発活動も実施できるようになったところですが、関係機関がネットワークで情報を共有し、あらゆる方向から消費者被害防止に取り組むことはとても重要であると再認識しました。

今後もネットワークで情報を共有し、関係機関相互の連携を密にして、より実効性ある消費者被害対策に取り組んでいきます。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン **188**

いや!

同音
なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。